

防犯速報

平成28年9月30日
第 28 号
埼玉県警察本部生活安全企画課
TEL 048-832-0110

「電子マネー」を悪用したサギに注意!!

~このようなメールが届いたら要注意!~

月日
有料動画閲覧履歴があり未納料金が発生しております。本日ご連絡なき場合合法的手続きに移行します。相談窓口



どうしよう
法的手続き?
裁判??

慌てて連絡を取ってしまうと...

※名前が知られている有名な会社が記載されていることもあります

「会員登録されていて、解除にはお金がかかります」
「コンビニで電子マネーを購入して支払って下さい」

犯人の指示に従って、電子マネーに記載してある番号を写真撮影して、メールで送信したり、電話で伝えてしまうと、電子マネーで利用できるお金が犯人の手に渡ってしまいます。



今回、ご紹介した内容は「架空請求詐欺」の一例です。
最近、電子マネーを購入するよう指示する事案が多く発生しています。
電子マネーで料金支払をすることはありえません!!

サギ犯人のターゲットは高齢者だけではありません!

男女を問わず、全ての世代の方が被害に遭っています!!